様式第10号

 　年 　　月 　　日

働き方改革推進支援助成金支給申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 埼玉 | 労　働　局　長　殿 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主又は代理人 | 住所　〒 |
|  | 電話番号 |
|  | （法人名） |
|  | 代表者職・氏名　　　　　　　　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主又は社会保険労務士（提出代行者・事務代理者の表示） | 住所　〒 |
| 電話番号 |
| （法人名） |
| 代表者職・氏名 |

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する提出代行者又は同則第16条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の氏名等を、下欄に申請者の氏名等を記載してください。

　働き方改革推進支援助成金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　助成金申請額（詳細は、働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書参照）

|  |
| --- |
| 　　　円 |

２　その他

|  |  |
| --- | --- |
| （１）労働保険料を滞納していないか | 滞納していない　・　滞納している |
| （２）過去３年間に助成金の不正受給を行っていないか | 行っていない　・　行った |
| （３）暴力団関係事業場に該当しないか | 該当しない　・　該当する |
| （４）交付申請日の前日から起算して１年前の日から支給申請日の前日までの間に賃金不払等の労働関係法令違反を行っていないか。 | 該当しない　・　該当する |
| （５）倒産していないか | 倒産していない　・　倒産している |
| （６）不正受給を理由に交付決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに同意するか | 同意する　・　同意しない |
| （７）国や地方公共団体からの他の補助金の申請、受給の有無について（本年度の状況） | 無有 → 補助金の名称[　　　　　　　　　　　　　　　] |
| （８）交付要綱附則の適用日（令和６年４月１日）から支給申請日の前日までの間に指定対象事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げていないか。　　　※成果目標において賃金引上げを選択した場合に限る。 | 該当しない　・　該当する |
| （９）交付申請日の前日から起算して３月前の日から支給申請日の前日までの間に指定対象事業場において解雇等を行っていないか。　　　※成果目標において賃金引上げを選択した場合に限る。 | 該当しない　・　該当する |

様式第11号

　　年　　月　　日

働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 埼玉 | 労　働　局　長　殿 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主又は代理人 | 住所　〒 |
|  | 電話番号 |
|  | （法人名） |
|  | 代表者職・氏名　　　　　　　　　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主又は社会保険労務士（提出代行者・事務代理者の表示） | 住所　〒 |
| 電話番号 |
| （法人名） |
| 代表者職・氏名 |

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の氏名等を、下欄に働き方改革推進支援助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第２項に規定する提出代行者又は同則第16条の３に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の氏名等を、下欄に申請者の氏名等を記載してください。

　働き方改革推進支援助成金事業の実施の結果について、下記のとおり報告します。

記

１　実施体制の整備のための措置（（注）実施状況がわかる資料を添付すること）

（１）労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 労働時間等設定改善委員会などの設置の有無 | 名　　称 | 話し合いの機会の頻度 |
| 労使の話し合いの機会の整備 | 有・無 |  | 年 回 |
| 話し合った内容 |  |

（２）労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者の役職・氏名 |  |
| 労働者に対する周知方法 |  |
| 窓口の設置等受け付けやすい体制の整備について、具体的な措置内容 |  |

（３）労働者に対する事業実施計画の周知

|  |
| --- |
| 労働者に対する事業実施計画の周知について、具体的な措置内容 |

様式第11号（続紙１）

２　支給対象の事業（（注）納品書、銀行振込受領書、領収書、導入物の写真等を添付すること）

|  |  |
| --- | --- |
| (1)指定対象事業場数（詳細は続紙４，５に記載） | 　事業場　　 |
| (2)事業実施予定期間 | 月　　　日から　　月　　日まで　　 |
| (3)改善事業の詳細（実施した事業内容、実施時期、費用の内訳） |
| 実施した事業内容、実施時期 | 交付決定時の金額（内訳含む）【 税抜 ・ 税込 】 | 支給申請時の金額（内訳含む）【 税抜 ・ 税込 】 | 金額が異なる場合はその理由 |
| ア　働き方改革推進支援助成金交付申請書２（１）①～⑤の事業 |
|  |  | アの費用額計円 |  |
| イ　働き方改革推進支援助成金交付申請書２（１）⑥～⑨の事業 |
| 　 |  | イの費用額計円 |  |

様式第11号（続紙２）

|  |
| --- |
| (4)成果目標の達成状況  |
| ア　時間外労働の上限設定※別紙の指定対象事業場に設定する成果目標のうち、上限額が最も高いもの。 | 上限額円 |
| 【事業実施前】（１つ選択）現に有効な36協定において、①　時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場②　時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場 |
| 【事業実施後】（１つ選択）①　時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定②　時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定 |
| イ　年休の計画的付与の導入（全業種） | 上限額円 |
| ウ　時間単位年休の導入及び新たに導入する特別休暇（全業種）①　病気休暇　　　　　②　教育訓練休暇③　ボランティア休暇　④　その他特に配慮を必要とする　　　　　　　　　　　　　　労働者のための休暇 | 上限額円 |
| ※ウを選択した場合、事業実施予定期間中、指定対象事業場における、・時間単位年休の取得実績　　　　　　　　　　　　人　　　時間・②、③及び④（不妊治療に関する休暇を除く。）を選択した場合は休暇取得実績　　 　　　　　　 　　　人　　　日　　　　　　　　（人は実人数を、時間・日は延べ数を記載。）・交付申請時の取得見込みを下回った場合は、その理由（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| エ　勤務間インターバルの導入（全業種） | 上限額円 |
| （ア）建設業、砂糖製造業が当該成果目標を選択する場合（※１） |
| ①　新規導入で、休息時間数が９時間以上11時間未満②　新規導入で、休息時間数が11時間以上③　適用範囲の拡大又は時間延長の場合で、休息時間数が９時間以上11時間未満④　適用範囲の拡大又は時間延長の場合で、休息時間数が11時間以上 |
| （イ）運送業（※２）、病院等（※３）が当該成果目標を選択する場合 |
| ①　新規導入で、休息時間数が９時間以上10時間未満（病院等に限る。）②　新規導入で、休息時間数が10時間以上11時間未満③　新規導入で、休息時間数が11時間以上④　適用範囲の拡大又は時間延長の場合で、休息時間数が９時間以上10時間未満（病院等に限る。）⑤　適用範囲の拡大又は時間延長の場合で、休息時間数が10時間以上11時間未満⑥　適用範囲の拡大又は時間延長の場合で、休息時間数が11時間以上 |
| オ　週休２日制の推進（建設業）※別紙の指定対象事業場に設定する成果目標のうち、上限額が最も高いもの。 | 上限額　　　　　　円 |
| 【事業実施前】（１つ選択）①　４週当たり４日②　４週当たり５日③　４週当たり６日④　４週当たり７日 | 【事業実施後】（１つ選択）①　４週当たり５日②　４週当たり６日③　４週当たり７日④　４週当たり８日以上 |
| カ　医師の働き方改革の推進（病院等） | 上限額円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| キ　対象労働者の賃金引上げ | 有　・　無 | 加算額円 |
| 有の場合の実施予定内容 |
| ①　賃金引上げ率 | ３％以上引上げ・５％以上引上げ |
| ②　賃金計算期間 |  |
| ③　賃金支払日 |  |
| ④　賃金引上げ年月日（予定） |  |
| ⑤　賃金引上げ人数（詳細は、別紙２） | 　人 |

様式第11号（続紙３）

|  |  |
| --- | --- |
| (5) (3)の所要額計に補助率を乗じた額（1,000円未満切捨） | 　円 |
| （内訳） |
| (3)アの所要額計 | 円 | ×３／４ | ＝ | 円 |
| (3)イの所要額計 | 円 | ×３／４（下記に該当しない場合） | ＝ | 円 |
| ×４／５（企業全体で常時使用する労働者の数が30人以下かつ、(3)イの所要額計が30万円を超える場合） | ＝ | 円 |
| (6) (4)の上限額と加算額の合計 | 円 |
| (7)国庫補助所要額※(5)の額。ただし (6)と比較して低い方の額が上限 | 　円 |

（注）要件の詳細は交付要綱等によること。

（※１）交付要綱第３条第５項（３）に定める１企業当たりの助成金の上限額については、新規導入の場合、休息時間数が９時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては100万円、11時間以上の勤務間インターバルについては120万円となります。また、適用範囲の拡大又は時間延長の場合、休息時間数が９時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては50万円、11時間以上の勤務間インターバルについては60万円となります。【建設業、砂糖製造業】

この場合、休息時間数とは、対象事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

（※２）交付要綱第３条第５項（３）に定める１企業当たりの助成金の上限額については、新規導入の場合、10時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては150万円、11時間以上の勤務間インターバルについては170万円となります。また、適用範囲の拡大又は時間延長の場合、10時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては75万円、11時間以上の勤務間インターバルについては85万円となります。【運送業】

この場合、休息時間数とは、対象事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

（※３）交付要綱第３条第５項（３）に定める１企業当たりの助成金の上限額については、新規導入の場合、休息時間数が９時間以上10時間未満の勤務間インターバルについては120万円、10時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては150万円、11時間以上の勤務間インターバルについては170万円となります。また、適用範囲の拡大又は時間延長の場合、休息時間数が９時間以上10時間未満の勤務間インターバルについては60万円、10時間以上11時間未満の勤務間インターバルについては75万円、11時間以上の勤務間インターバルについては85万円となります。【病院等】

この場合、休息時間数とは、対象事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

様式第11号（続紙４）

３　成果目標の達成状況（（注）変更後の36協定の写し、変更後の就業規則等の写し、勤務間インターバル導入後の休息時間数の状況を確認できる書類（タイムカード等）を添付すること）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業場名 | 所在地 | 常時使用する労働者の数 | 申請時点における36協定の設定時間数（※１、２） | 事業実施後の36協定の設定時間数（※１、２） | 申請時点の所定休日（※３、４） | 事業実施後の所定休日（※３、４） | 勤務間インターバルの導入（※５） |
| 導入種別(※6） | 事業実施後の勤務間インターバルの時間数（申請時の時間数）（※７） | 対象となる労働者、自動車運転者又は医師の数等（※８） | 雇用形態別の就業規則の有無 |
| 期間 | 限度時間 | 期間 | 限度時間 |
| 記入例 | △△△△ | 〒×××－××××○○○○○▽－▽ | ３０人 | 1月1年 | 80時間720時間 | 1月1年 | 45時間360時間 | ４週４日 | ４週8日 | 新規導入 | ９時間００分 （　時間　　分） | 申請時　　　　０人事業実施後　３０人※正規雇用：３０人非正規雇用：　 人 | 有・無 |
| １ |  | 〒 | 　　人 | 月年 | 時間時間 | 月年 | 時間時間 |  |  |  | 時間　　分 （　時間　　分） | 申請時　　　　　人事業実施後　　　人※正規雇用：　　人非正規雇用：　 人 | 有・無 |

※１　交付要綱第３条第３項（１）①の成果目標を設定する場合のみ記載すること。

※２　36協定の１か月当たりの限度時間及び１年間当たりの限度時間のうち、最も長い限度時間数を、事業場ごとに記載すること。

※３　交付要綱第３条第３項（１）⑤の成果目標を設定する場合のみ記載すること。

※４　申請時点で付与される所定休日が最も少ない労働者の所定休日を記載すること。

※５　交付要綱第３条第３項（１）④の成果目標を設定する場合のみ記載すること。

※６　該当するものを記入すること（各種別については以下を参照ください）。

新規導入：勤務間インターバルを導入していない事業場において、新たに当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とする、休息時間数が９時間以上の勤務間インターバルに関する規定を労働協約又は就業規則に定めること

適用範囲の拡大：既に休息時間数が９時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下であるものについて、対象となる労働者の範囲を拡大し、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象とすることを労働協約又は就業規則に規定すること

時間延長：既に休息時間数が９時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象として、当該休息時間数を２時間以上延長して休息時間数を９時間以上とすることを労働協約又は就業規則に規定すること（注）

（注）運送業の場合は、「労働者」を「自動車運転の業務に従事する労働者」と読み替え、「９時間」を「10時間」と読み替える。

　　　　　　　 病院等の場合は、「労働者」を「医業に従事する医師である労働者（以下「医師」という。）」と読み替え、B水準、連携B水準、C-1、C-2水準の医師の場合は、「９時間」を「10時間」と読み替える。

※７　適用範囲の拡大又は時間延長に該当する場合は、交付申請時における勤務間インターバルの休息時間数（最も短いもの）をかっこ内に記入すること。○時以降の残業を禁止し、かつ○時以前の始業を禁止する旨の定めや、所定外労働を行わない旨の定めがある等により休息時間が確保される場合は、その休息時間数（最も短いもの）を記入すること。

※８　「申請時」及び「事業実施後」の欄には各時点における勤務間インターバルの対象となる労働者の数を記入すること。事業実施後の欄には事業場に所属する労働者の半数を超える労働者数を記入すること。また、正規雇用及び非正規雇用の欄には、事業実施後の雇用形態別の労働者の数を記入すること。

 様式第11号（続紙５）

３　成果目標の達成状況（（注）変更後の36協定の写し、変更後の就業規則等の写し、勤務間インターバル導入後の休息時間数の状況を確認できる書類（タイムカード等）を添付すること）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業場名 | 所在地 | 常時使用する労働者の数 | 申請時点における36協定の設定時間数（※１、２） | 事業実施後の36協定の設定時間数（※１、２） | 申請時点の所定休日（※３、４） | 事業実施後の所定休日（※３、４） | 勤務間インターバルの導入（※５） |
| 導入種別(※6） | 事業実施後の勤務間インターバルの時間数（申請時の時間数）（※７） | 対象となる労働者、自動車運転者又は医師の数等（※８） | 雇用形態別の就業規則の有無 |
| 期間 | 限度時間 | 期間 | 限度時間 |
| ２ |  | 〒 | 　　人 | 月年 | 時間時間 | 月年 | 時間時間 |  |  |  | 時間　　分 （　時間　　分） | 申請時　　　　　人事業実施後　　　人※正規雇用：　　人非正規雇用：　 人 | 有・無 |
| ３ |  | 〒 | 　　人 | 月年 | 時間時間 | 月年 | 時間時間 |  |  |  | 時間　　分 （　時間　　分） | 申請時　　　　　人事業実施後　　　人※正規雇用：　　人非正規雇用：　 人 | 有・無 |
| ４ |  | 〒 | 　　人 | 月年 | 時間時間 | 月年 | 時間時間 |  |  |  | 時間　　分 （　時間　　分） | 申請時　　　　　人事業実施後　　　人※正規雇用：　　人非正規雇用：　 人 | 有・無 |
| ５ |  | 〒 | 　　人 | 月年 | 時間時間 | 月年 | 時間時間 |  |  |  | 時間　　分 （　時間　　分） | 申請時　　　　　人事業実施後　　　人※正規雇用：　　人非正規雇用：　 人 | 有・無 |

様式第11号（続紙６）

４　賃金引上げ額の達成状況（（注）変更後の就業規則の写し、賃金台帳の写し等を添付すること）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 労働者氏名 | 賃金引上げ前の額 | 賃金引上げ年月日 | 引上げ後の賃金額 | 賃金引上げ率 |
| 例 | 労働　太郎 | 時給2,000円 | R6・10・１ | 時給3,000円 | 50％ |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |